

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	心身障害者福祉手当に係る個人番号利用事務における庁内連携情報の追加について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

1 庁内連携情報の追加事由

「新宿区心身障害者福祉手当条例」の一部改正に伴い、令和2年4月から、現行の対象者である身体障害者手帳1級から3級までの者、愛の手帳1度から4度までの者、又は区指定の難病等に該当する者に加え、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を心身障害者福祉手当の支給対象者に追加することとなった（参考57—1参照）。

精神障害者保健福祉手帳による心身障害者福祉手当の受給資格要件については、申請時にその手帳の写しを提出してもらうことで確認するが、有効期限が2年間と定められているため、有効期限が更新されれば、心身障害者福祉手当の受給も併せて継続され、有効期限が切れた場合は、心身障害者福祉手当の受給資格を喪失することになる。そのため、適正に支給決定及び支払事務を行うには、精神障害者保健福祉手帳の更新等の情報を確認する必要がある。

精神障害者保健福祉手帳の情報については、保健予防課及び各保健センターで保有しているため、庁内連携情報の項目を追加する（資料57—1）。

なお、身体障害者手帳、愛の手帳については、当課で保有している情報であり、それ以外の情報における庁内連携については、平成27年度第6回及び平成29年度第3回本審議会了承済である。

2 個人番号利用事務の名称

心身障害者福祉手当

3 利用目的

「新宿区心身障害者福祉手当条例」の一部改正に伴い、心身障害者福祉手当の支給決定及び支払事務を適正に行うため。

4 利用する情報

資料57—1のとおり

5 利用開始時期

令和2年4月から

※…個人番号利用事務とは、対象となる者から個人番号の提供を受け、対象者の個人情報を効率的に検索及び管理するために、必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

※…庁内連携とは、同一機関（新宿区）内において「複数事務」間の特定個人情報（個人番号＋個人情報）のやり取りを行うものである。庁内連携は、目的外利用ではなく、目的内利用と位置付けられる。